○犯罪被害者等に係る診察又はカウンセリング費用公費支出運用要領の制定について（例規通達）

（平成29年3月24日鳥県民例規第3号　鳥会例規第3号）

改正　令和2年12月24日鳥務例規第13号　令和3年3月30日鳥県民例規第3号　鳥会例規第3号　令和5年3月15日鳥県民例規第5号　鳥会例規第7号

各所属長

この度、犯罪被害者及びその家族又は遺族が精神科等の医療機関を受診する際の初診料及び再診料を公費支出することとし、別添のとおり「犯罪被害者等に係る精神科等受診費用公費支出運用要領」を制定し、平成29年4月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

犯罪被害者等に係る診察又はカウンセリング費用公費支出運用要領

1　目的

この要領は、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により精神的被害を受けた犯罪被害者、その家族又は遺族その他関係者（以下「犯罪被害者等」という。）が、精神的被害の軽減及び回復を図るために精神科等の医師、公認心理師、臨床心理士等（「鳥取県警察被害者支援カウンセラー運用要領の制定について（例規通達）」（令和5年3月15日付け鳥県民例規第3号外共発）別添「鳥取県警察被害者支援カウンセラー運用要領」第2(3)に規定する鳥取県警察被害者支援カウンセラーを除く。以下「医師等」という。）の診察又はカウンセリング（以下「診察等」という。）に要した費用に対する公費支出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2　対象費用等

(1)　公費支出の対象費用は、犯罪被害者等の精神的被害の軽減及び回復を図るため、医師等の診察等に要した費用であって、次に掲げるものとする。

ア　精神科、心療内科等の医療機関における診察費用（初診料、再診料、精神科専門療法料、カウンセリング料、処方箋料、投薬料、検査料、入院費用等）

イ　公認心理師、臨床心理士等によるカウンセリング料

(2)　公費支出の対象期間は、初回の診察等から3年間を上限とする。

(3)　公費支出額は、原則として1人につき合計15万円を上限とする。

(4)　(1)アについては、原則として保険診療による自己負担額を対象費用の額とするが、性犯罪被害者が保険診療による診察を望まないときは、自己負担額を対象費用の額とする。

3　実施手続

⑴　警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）は、犯罪被害者等の精神的被害が深刻であり、その軽減及び回復を図るため、医師等の診察等が必要と認め、かつ、公費支出の対象になるときは、犯罪被害者等に対して本制度についての説明を行う。犯罪被害者等が公費支出を希望した場合には、公費支出申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）により警務部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）に上申するものとする。

⑵　⑴の上申を受けた広報県民課長は、公費支出が必要と認めた場合は、対象費用の公費支出を認定するものとする。

⑶　警察署長等は、⑵の広報県民課長による公費支出の認定がなされた場合は、広報県民課被害者支援室と連携し、犯罪被害者等が診察等を希望する医師等の確認、医療機関又は公認心理師若しくは臨床心理士（以下「医療機関等」という。）の選定その他必要な手続を行う。

⑷　⑶による医療機関等の選定後、警察署長等は、当該医療機関等に対し、次の事項を説明し、理解と協力を得ること。

ア　犯罪被害者等の精神的及び経済的な負担を軽減するための制度であること。

イ　支払については、医療機関等からの請求後、口座振込により医療機関等に支払われること。

ウ　その他必要と認められること。

⑸　警察署長等は、医療機関等の変更等申請書の内容に変更を生じたときは、速やかに広報県民課長に報告すること。

4　支出手続

⑴　警察署長等は、公費支出の対象となる診察等が行われ、医療機関等から請求があった時は、速やかに支払手続を行うものとする。

⑵　対象費用の支払は、原則として医療機関等からの請求書により請求を受け、医療機関等が指定する金融機関へ口座振込を行うものとする。ただし、犯罪被害者等が既に対象費用を支払っていた場合は、犯罪被害者等が作成した請求書（様式第 2 号）及び医療機関等が発行した領収書の提出を受け、犯罪被害者等が指定した金融機関へ口座振込を行うものとする。この場合において、犯罪被害者等が支払った費用に、対象費用以外の費用が含まれているときは、当該費用を除いた額を請求させるものとする。

5　支出額

公費支出の額は、対象費用に係る実費とする。

なお、支出額については、消費税及び地方消費税を含む金額とすること。

6　支出しないことができる場合

次のいずれかに該当する場合は、公費支出の対象としないことができる。ただし、事案の内容等を勘案し、公費支出の対象としないことが社会通念上適切でないと広報県民課長が認めるときは、公費支出の対象とすることができるものとする。

ア　犯罪被害者等が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属しているとき（その組織に属していることが、当該犯罪被害等を受けたことに関連がないと認められるときを除く。）。

イ　犯罪被害者等が公費支出を希望しないとき。

ウ　明らかに虚偽申告と認められるとき。

エ　その他公費支出の対象とすることが社会通念上適切でないと認めるとき。

7　留意事項

(1)　犯罪被害者等に対して公費支出の希望の有無を確認するときは、本制度の内容等について十分な説明を行い、犯罪被害者等が自主的に判断できるよう留意すること。

(2)　公費支出を受ける者が少年の場合は、その保護者に対しても、医師等の診察等を希望していること、その必要性及び制度の内容について説明し、同意を得ること。

(3)　犯罪被害者等の心情等に十分配意し、不用意な言動により二次的被害を与えることのないようにすること。

(4)　犯罪被害者等が医師等の診察等を受ける際には、「被害者支援担当者制度実施要綱の制定について（例規通達）」（平成12年3月22日付け鳥務例規第2号外共発）別添「被害者支援担当者制度実施要綱」第 2 に定める被害者支援担当者等が付添い、診察等の状況を確認するとともに、心情に配意したきめ細かな対応を図ること。また、今後の診察等の見込みを把握し、広報県民課と情報共有を図ること。

(5)　警察署長等は、犯罪被害者等の境遇や事情、事件内容、被害程度等を考慮し、事前に、担当する医師等に対し、支援に際しての留意事項を十分に説明すること。

なお、説明に際しては、捜査上支障となる事項に特段の配慮を行い、保秘を徹底すること。

様式第1号(3(1)関係)

公費支出申請書

［別紙参照］

様式第2号(4(2)関係)

請求書

［別紙参照］